



高砂市 議会だより

発行
高砂市議会
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1
TEL (079)442-2101内(4330)
(079)443-9051(直通)
編集:市議会だより編集委員会

第151号
2009年(平成21年)2月

12月定例会のあらまし

12月定例会市議会は12月8日から12月22日まで、15日間開催しました。

まず冒頭、市長から今期定例会に提案された議案の提案理由の説明がありました。

今期定例会では報告議案2件、事件議案9件、条例議案3件、予算議案4件の、18議案について提案があり、本会議で活発な質疑を行い、委員会では本会議での質疑で出された論点を踏まえ、詳細に審査を行いました。

一般質問では、12人の議員が、市政全般に対する質問を行いました。(質問要旨は別掲)

9月定例会で提案され、閉会中の継続審査となっていた平成19年度各会計決算認定については決算特別委員会の審査が終了し、委員長報告があり採決を行いました(結果及び報告書は別掲)。

最終日には委員会に付託された各議案についての委員長報告と討論採決を行い、その後、議員から市の組織改正に伴う委員会条例改正の提案があり全て可決しました。また、市長から教育委員選任の追加提案があり同意しました。

その後、「福祉医療について」、「高砂市民病院経営健全化について」及び「産業廃棄物処理施設の設置に係る意見について」の報告があり、質疑を行い、閉会しました。

平成20年12月

定例市議会日程表

会期 12月8日(月)～22日(月)

15日間

12月8日(月)

開会、市長の提案理由の説明

9日(火) 休会

10日(水) 休会

11日(木) 質疑、委員会付託

12日(金) 質疑、委員会付託

13日(土) 休会

14日(日) 休会

15日(月) 質疑、委員会付託

16日(火) 一般質問

17日(水) 特別委員会、各常任委員会審査

18日(木) 各常任委員会審査

19日(金) 各常任委員会審査

20日(土) 休会

21日(日) 休会

22日(月) 委員長報告、討論採決、諸報告、閉会

← 主な内容



① ページ

12月定例会のあらまし
12月定例会の日程表

② ページ

議案概要

② ～ ⑧ ページ

一般質問

⑧ ページ

人事

西港再整備等に係る

⑨ ページ

調査特別委員会視察報告

総務常任委員会視察報告

文教厚生常任委員会視察報告

建設経済常任委員会視察報告

⑩ ～ ⑪ ページ

決算特別委員会審査報告書

(抜粋)

⑫ ページ

決算認定について

各常任委員会審査報告

今定例会での議案概要

可決した事件議案

- 指定管理者の指定について
 (高砂市文化会館)
 (高砂市福祉保健センター)
 (高砂市向島多目的球場)
 (高砂市民プール)
 (高砂市総合運動公園体育施設)
 (高砂市都市公園 (総合運動公園))
 (高砂市都市公園 (向島公園外74公園))
 (高砂市市ノ池公園キャンプ場)
 (高砂市駐車場)

可決した条例議案

- 高砂市部及び室設置条例の一部を改正する条例
 高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 高砂市勤労会館条例を廃止する条例
 高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例

可決した補正予算

- 第8回平成20年度高砂市一般会計補正予算
 第4回平成20年度高砂市下水道事業特別会計補正予算
 第2回平成20年度高砂市介護保険事業特別会計補正予算
 第3回平成20年度高砂市病院事業会計補正予算

陳情

継続審議

- 法定道路認定に関する陳情書
 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)採択を求める陳情書

一般質問

市政全般に対する一般質問は、高砂市議会では、一人15分となっており、2回までの再質問が認められています。

くわしい内容については図書館や各公民館に備え付けられている「兵庫県高砂市議会定例会会議録」に収められていますのでご利用下さい。(12月定例会の会議録は3月に完成する予定です。)

なお、インターネットでも会議録の閲覧検索が可能ですので、ご利用下さい。

播磨臨海地域道路網協議会について

生嶋 洋一

問 播磨臨海地域道路網協議会の進捗状況について

答 平成20年度当協議会総会が平成20年5月2日開催され平成20年度事業計画の主な事業内容、活動方針が承認され今後の活動を期待したいと思いますが現時点の取り組みはどのようになっているのか。

問 平成20年度の事業内容として、要望活動、既存アンケート調査の整理、ホームページの更新等を行っている。特に、今年度は国の中期計画などへの位置づけ等、播磨臨海地域道路の実現に向けた重要な時期であるので、関係機関への要望を中心に活動を実施している。

答 都市計画道路高須松村線、姫路市都市計画道路海岸線の取り組みについて

問 この計画道路について県の社会基盤整備プログラムに組み入れられているのか。

答 現時点で、高須松村線及び姫路市の海岸線はこのプログラムに掲載されていない。

問 この都市計画道路の整備において県が事業主体となる場合必ず地元市負担があるのか。

答 県の街路事業となれば、県は市が都市計画税を徴収していることから、地方財政法第27条に基づき地元負担金を求めてくる。

問 本年度市議会において姫路高砂道路整備促進協議会設立準備事業費1万1千円の予算を議決しているが姫路市との調整はどの程度進んでいるか。

答 新たな協議会設立ではなく、既存の連絡調整会議でよいのではとの意見も姫路市から出されるようになり、現在は、両市の状況の確認、意見交換、情報交換を行っている状況である。

問 この協議会を両市で設置し播磨臨海地域道路、高須松村線、姫路市海岸線

答 今後とも播磨臨海地域道路の実現に向けた取り組みを前向きに検討する中で、高須松村線及び海岸線が担う道路機能を整理し、播磨臨海地域道路網協議会及び姫路市と継続して協議し、道路の事業化に必要な手順を踏みつつ、議会、住民、産業界等とも積極的に連携し、播磨臨海地域道路、高須松村線・海岸線の整備が実現するよう取り組んでいきたい。

問 この協議会を両市で設置し播磨臨海地域道路、高須松村線、姫路市海岸線

答 今後とも播磨臨海地域道路の実現に向けた取り組みを前向きに検討する中で、高須松村線及び海岸線が担う道路機能を整理し、播磨臨海地域道路網協議会及び姫路市と継続して協議し、道路の事業化に必要な手順を踏みつつ、議会、住民、産業界等とも積極的に連携し、播磨臨海地域道路、高須松村線・海岸線の整備が実現するよう取り組んでいきたい。

問 この協議会を両市で設置し播磨臨海地域道路、高須松村線、姫路市海岸線

答 今後とも播磨臨海地域道路の実現に向けた取り組みを前向きに検討する中で、高須松村線及び海岸線が担う道路機能を整理し、播磨臨海地域道路網協議会及び姫路市と継続して協議し、道路の事業化に必要な手順を踏みつつ、議会、住民、産業界等とも積極的に連携し、播磨臨海地域道路、高須松村線・海岸線の整備が実現するよう取り組んでいきたい。



派遣社員の実態調査と市内企業への雇用継続の要請を求める ほか

小松 美紀江

問 政府は大企業の利益最優先の雇用策のため、労働者派遣法を強行し、派遣、請負、契約など非正規雇用を拡大してきた。この働き方のなかで、多くの若者が、明日への希望どころか明日の生活にさえ見通しがもてない現状に追い込まれています。今日の雇用悪化は市民の暮らしにとっても深刻で、市長はどのような認識と見解をもっていますか。

答 国は対策を講じようとしており、これについては各企業への最大限の努力をしていただきたいと思っています。また市としても今できることをしっかりとやっていかなければならないと思っています。

問 地域雇用と地域経済に責任をもち雇用を守る市政の役割を

答 市は、市内企業の派遣労働者、特に市が誘致してきた企業や奨励金として交付している企業の雇用実態を調査し、市長自らが

雇用継続を市内企業に要請し、改善を求めるべきではないでしょうか。

答 企業立地促進条例施行後の条例適用企業の雇用状況については、平成20年10月現在で95%まで回復している。

本市では、現在ふれあいの郷生石研修センター内に設置している高齢者職業相談室において、就職のあつせん、また若者しごと相談室で就職の相談も実施。合同面接会や就職支援、正規雇用の推進などの施策に取り組んでいきたい。

問 国による公的保育の切捨てをやめ、公的保育制度の拡充を

答 市は、公立保育園を民間化にする方針ですが、財政難の付けを子どもにおしつける事になる。保護者の経済力に関係なく、どの子ども平等に発達し、成長する権利が保障される「保育

の公的責任」果たす市政を求めます。

答 児童福祉法の理念である「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」を基本に市が責任を持って児童福祉政策を進めたい。

問 コミュニティバスの運行計画の見直しを求める

答 今では地域に定着したバスとして利用されていますが、高砂市民病院に通院したいとき、地域によっては運行回数が少ないため、改善を求める要求があります。阿弥陀停留所からは往復2回しかなく、全地域の高齢者、病気である人が車も乗れず、歩行も不自由な市民のために、高砂市民病院への通院確保に必要な運行の見直しを求めます。

答 今年度2月ごろに、高砂市地域公共交通会議を開催する予定であり、ルートの見直しも検討の課題としていく。

子どもの医療を奪わないで ほか

大塚 好子

問 親が国保の保険料が払えないために国保証を取り上げられ「無保険」状態になっている中学生以下の子どもが、全国で3万9百人。何の責任もない子どもたちが医療から排除されている実態が浮き彫りになりました。そのうち県下では684人、高砂では7世帯12人の子どもが無保険状態になっています。憲法25条の生存権、児童福祉法からみても保険証の取り上げは中止すべきです。

答 事情について調査し、資格証明書交付世帯の子どもに対しては、保険証を交付する予定である。

問 妊婦健診の公費負担の拡充を

答 周産期医療をめぐる不幸な事態が大きな社会問題になっています。国が自治体に14回の必要性を指摘しています。お母さんと赤ちゃんのいのちを守るため14回公費負担の拡充を求めます。

答 妊婦さんに安心して出産をしていただくために、国及び県と連絡調整を密に

取りながら、妊婦健診の拡充を図りたい。

問 日本共産党市議団は、中学校給食について市民アンケートを行いました。712通の回答が届けられました。給食を望む声は78.8%。今までどおり弁当は3.8%。給食を望む声にどう答えられますか。

答 県下の一部の市が採用しているデリバリー方式、親子方式を調査し、中学校給食実施の検討をしたが、対予算効率の悪さ、条件整備及びランニングコストに多額の経費を要するため、当市の財政難等を考え、導入は困難である。

問 障害者自立支援法の廃止を求める

答 生きていくのに必要な最低限の支援に障害を自己責任とみなす応益負担

制度はきつぱり廃止し、事業所に対する報酬を引き上げ、国に求めること。

答 現在では、通所施設利用者者の大多数が利用者負担月額1,500円に引き下げられてきていることも給食費としても月額420円が給付されており、利用者負担は緩和されてきている。また、事業所についても、その報酬を月額制から月額制に戻すことは利用者が複数の施設を利用できる利便性が失われることから、従来の9割保障を実施するとともに報酬単価の引き上げや定員を150%まで緩和する等の措置が講じられている。

これらを引き続き実施することを含めた大幅な自立支援法の見直しが平成21年4月に行われようとしている。改正への対応に、不備がないよう努めていきたい。



金融危機の中での行財政運営について ほか 砂川 辰義

米国発の世界的な金融危機が地域経済にも暗い影を落し始め製造業を中心に、減産や人員削減を発表する企業が相次いでいる。

地域経済の停滞は、雇用や所得など地域住民の暮らしを直撃し、個人消費の低迷は、大幅な税の減収となつて、今後の高砂市の行財政運営は大きな岐路に立つ事が予想される。以下二点伺つ。

問 集中改革プランの総括

途中で見直しを行った項目もあるが、おおむね達成をしていると判断をしている。

問 税収の傾向性と財政に与える影響

法人市民税が、前年と比べて減収となつているが、当初予算を確保できる見込みである。平成21年度は法人市民税は大きく減少が見込まれ、その他の税収入も地方財政計画の動向を勘案していく。

問 道路特定財源の一般財源化の認識

詳細は決まつておらず、今後活用できるものは積極的に活用していくために動向を注視していく。

金融危機の影響は、業種を問わず、規模を問わず、企業を直撃している。以下二点伺つ。

問 中小企業への影響

世界的な金融危機は、地域経済に大きな影響を与えており、急激な原材料の価格等の高騰で中小零細企業は厳しい経営環境におかれています。

問 緊急保証制度について

10月31日に創設され、当市でも制度開始から12月10日現在で、利用件数は53件となり、今後もこの制度の活用等により中小企業の支援を図る。

問 経済対策の柱となる「定額給付金」について

どのように認識をしているのか。

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行い、広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とした施策であると認識している。

問 無事故運営のためにプロジェクトチームを立ち上げ、準備に万全を。

短期間に大量の事務が発生する見込みであることから、「指摘の」とあり、プロジェクトチームを編成し、対応に当たっていく。

校長のリーダーシップについて

問 近年、特色のある学校づくりが叫ばれている。その責任をほとんど校長が担っている。上から与えられたものであるがために、現場では「こなす」のに精一杯、制約も伴い、新しい何かを「生み出す」ことが難しい状態。そのために校長の権限拡大や、教員の創意工夫を奨励していく事が大事。教育長の所感を伺つ。

1点目として、教職員との協働体制を図り、子ども一人ひとりの学習及び生活状況を捉えた上で、教えて考えさせる授業、わかりやすい授業を展開するため学習指導の工夫・改善を図っていくこと。また、子どもへの悩みや不安を受け止めるとともに子どもへの努力を認め、子どもの成長を支援していくこと。

2点目として、教師と子ども的人間的なふれあいを通して、心の絆を深め、ひとりひとりの心の理解に努めながらルールやマナーに支えられた認め合う学校づくりをする。とともに道徳の授業等を通じて集団と個人の関係の在り方などを身につけさせていくことが大切と考え。

第三次行政改革改定版の検証とその後の取り組みについて ほか 北野 誠一郎

第三次行政改革改定版の検証とその後の取り組みについて(補助金等のあり方を中心に)

現在の補助金交付の事業執行の状況は何年もかけて検討した第三次行政改革の理念と矛盾してはいないか。

問 補助金交付事業に補助の期間を限定するサンセット方式の導入が検討されたが、その結果は。見送りならその理由は。

平成18年度に補助金評価表の様式を作成して、補助金評価委員会の設置を初め、評価表の作成及びびびリング等を実施し、結果を取りまとめている。これを受けて、補助金評価委員会においてまず補助金のあるべき姿を示し、今後の補助金見直しの指針となるものをつくるべきであるとの考え方も、「高砂市の補助金のあり方について」を平成20

年2月に策定した。

問 新しい指針「補助金のありかた」のチェック項目、補助金ことの評価結果をなぜ公表しないのか。

補助金のあり方に基づく検討結果と、需要内訳に基づく検討結果を合わせて、さらなる見直し調整を図っており、現在その調整の段階である。

問 平成20年度予算になぜ平成19年度行革検討結果の補助金見直しが活かされていないのか。

役割を終えた補助金、自立した団体の運営補助金等を見直すとともに、新規の補助金については、スクラップアンドビルドによって協働型社会実現に向けての分野、地域の活力を引き出すような分野への導入を図り、一層の有効活用を図っていきたいと考えており、平成20年度予算へも活用している。

滞納対策における債権管理の徹底について

高砂市の未収金は市全体で25億円にものぼる。(平成

19年度決算)現状では組織制度とも不十分で、市民に公正、公平な行政としての責任を果たすには徹底した滞納対策を講じる必要がある。

問 「債権管理」についての条例を制定し、債権管理についての高砂市の基本的な取り組みの姿勢や仕組みを市民の目に見える形で示す必要があるのではないかと。新しく設置する予定の滞納整理推進室で調査研究をしていきたい。

問 各債権(税・使用料など)の現年度分の収納率・未収額の目標数値、25億円にものぼる累積滞納額の削減の目標数値(全体・項目別)を具体的に示せ。

答 削減目標数値を示すことはできないが、来年度、設置を予定している滞納整理推進室で、回収可能なものの整理を行うとともに、資力がありながら納付しない滞納者をなくすことを目標に、断固たる対応をしていく方針で臨む。

赤穂市の『忠臣蔵検定』

ほか

松本 均

問 赤穂市では、有名な赤穂義士にちなんで、ご当地検定として『忠臣蔵検定』が、明石市は『たこ検定』、加古川市は『加古川検定』、香美町は『香住力二検定』などが開催されている。町おこしと市民のみなさんの地域再発見という観点から、本市でも企画されてはどうか。

答 過去には、イベントを通じて高砂クイズ等を実施した経過があり、今後は高砂市の特色を生かした歴史に関するQ&Aを作成するなど関係機関との連携を図りながら進めていきたい。

問 警察庁長官や法務大臣を歴任された後藤田正晴氏の訓示に、『省益を忘れ、国益を想え。悪い、本当の事実を報告せよ。勇氣をもって意見申せよ。自分の仕事ではないと言つなかれ。決定が下つたら従い、命令は実行せよ。』という『後藤田五訓』がある。私は公務員としての職務に対する姿勢を端的に表す名言

と感じるが、市長のご感想を承りたい。

答 あらゆる職業に通じる『道理』であり、市の職員にもこの五訓の心構えを持って職務に専念してほしいと考えている。

問 昨年より発足した危機管理室であるが、市民の安全と安心の町づくりのため、今後とも、県・警察・消防・学校などの関係機関と緊密なる連携を堅持し、防災、防犯に努力いただきたいが、市の有事即応体制は万全であるか。

答 有事のみならず平時に於いても、適切な対処ができるように消防本部をはじめとする庁内全部署の緊急連絡体制及び警察等の関係機関との即応体制を敷いている。風水害、地震の際の防災体制については、以前より緊急時の災害本部体制は確立されているところであるが、加えて今年度犯罪等の発生に伴う緊急連絡配備体制も危機管理室を核にして、確立したところ

である。今後も、危機管理室だけでなく、職員全体の危機管理意識の高揚を図り、さらなる体制の整備に努めたい。

問 マスコミ報道にあるように、学級崩壊が、今背景には、教師としての権威の崩壊、教師の教育技術の不足、教師の指導力不足による学級経営の失敗や、本来家庭でなされるべきしつけ教育の崩壊などが指摘されるが、本市の学校現場の現状はどうなのか、ご教示いただきたい。

答 本市では、現在学級崩壊は生じていないが、過去には落ちつきのない二、三人の子供を指導しようとして、ほかの子供への指導が不十分になったというケースがあつたが管理職を初め同学年の教師や音楽、家庭科等の教師の協力体制により、すぐ元に戻っている。

11月上旬に実施した市長の地域ミーティングについて市長の答弁に疑問がある点について指摘と提言を行います。

問 「非正規」職員や委託を増やして「官製ワーキングプア」を増やすのでは意味がありません。待遇向上が必要では。

答 人事院の具体的な指針を要と考えられる嘱託職員や臨時職員の任用について、正規職員数とのバランスを踏まえ、検討していく。

問 さらなる行財政改革を徹底して推進し、財政収支の改善を図っていかなければならないと考えている。提案として、市民病院に7年間で40億円をつぎ込むのであれば、投資的経費を岡市長時代に戻す削減が必要では。

問 他市よりも高い人件費をどのように減らしますか。定員適正化計画をどう示しますか、また地域手当3%削減は。

答 財政対策としての諸手当の見直しの検討も行っていきます。

「上から目線」の地域ミーティングを改革すべき

井奥 雅樹

上から目線の地域ミーティングを改革すべし

問 地域ミーティングはどうか。うんざりしましたか。事前の単位自治会ごとの勉強会や自治会長・各種団体・公募の市民で最初に5分発言をするような会のあり方改革が必要では。

答 実施日時、資料の内容について検討し、より多くの市民が参加し意見がいただけるよう工夫したい。

十分な広報をせず、防災無線で「集まってこい」というのは、「上から目線」の市民参加です。

問 飛行機よりも一人あたりに環境負荷が大きい「マイカー」から公共交通にシフトすべき。需要予測を見ながら、市民参加で公共交通を充実させていくかを議論すべきでは。

答 高砂市地域公共交通会議で本市の公共交通網計画の策定について研究をしていく。



自治体による携帯電話のリサイクルの推進について 八田 美津子

問 携帯電話には(金銀などの貴金属)レアメタルが含まれ都市鉱山と呼ばれている。資源の少ない日本において使用済み携帯電話を適切に処理すれば、有効な資源が回収できる。リサイクルの推進についての周知徹底や意識向上を図る為に資源回収のパンフレット等にわかりやすく知らせるべきではないか。また回収BOXを市役所に設置してはいいかがか。

答 国、事業者の情報を把握しながら、携帯電話のリサイクル推進に関し、市民への啓発、周知等を行うてまいりたい。

2011年7月に地上デジタル放送に完全移行することの周知徹底策を

問 高齢者、障がい者等への受信説明会の実施を総務省は掲げているが、市としてはどのように取り組むのか。

答 特に円滑な移行推進に欠かせない周知広報について、広報誌やホームページ活用等の施策を実施して

いく。また、厚生労働省から福祉部への地上デジタル放送への完全移行に向けた周知等について協力依頼も来ており、詳細がわかった段階で対応をしたい。

問 大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、どのようなリサイクル対策をするのか。

答 家電リサイクル法により、リサイクルすることとが義務づけられており、それに従って処理することになる。小売店に引き取りを依頼する方法、直接メーカーに引き渡す方法、また市内の協力店に依頼する方法など、啓発冊子等で周知しているところであり、今後さらにも周知に努めていく。

問 地域包括支援センターの相談機能の強化という点において、「24時間365日対応」の電話相談を実施してはいいかがか。高齢者や介護家族の悩みや心配事を休日や夜間でも気軽に相談できる仕組みが望まれています。

答 本市でも電話回線を利用した緊急通報システムを構築しており、現在市内で約250世帯に設置している。消防本部へつながる緊急呼び出しボタン、それと相談ボタンがあり、相談ボタンを押すと契約先の安全センターに待機する看護師とつながり、対処方法や相談が行われることとなつている。要介護3以上の高齢者のいる世帯についても、設置が可能であり、介護家族の相談にも十分対応ができていくものと考えている。

問 障がい者の自動車税の減免については、軽自動車税は市税条例において規定しており、それ以外の自動車は県税条例において規定している。対象者について一部大きく違っており、疑問の声がありました。県条例と市条例の整合性をとるため、18歳未満という年齢条件をはずすべきでは。近隣の状況を調査して進めていきたい。

答 現在の雇用不安の対応や若年層雇用対策として、大阪府摂津市では職員10名の追加募集を発表した。また大分県杵築市臨時職員採用を決めた。高砂市も、一人でも多くの若者の雇用確保を図るべきでは。

今こそワークシェアリングをほか

鈴木 利信

問 現在の雇用不安の対応や若年層雇用対策として、大阪府摂津市では職員10名の追加募集を発表した。また大分県杵築市臨時職員採用を決めた。高砂市も、一人でも多くの若者の雇用確保を図るべきでは。

答 18年度以降の募集においては年齢を30歳まで引き上げ、いわゆるロストジェネレーションと呼ばれる世代の一部も取り込んだ格好の募集を行っている。また、任期付職員について、採用後の職員配置や、配置職場の円滑な業務運営を考慮し、40歳を上限に設定し、今年度3名の募集を予定している。

問 ネットいじめやネット上のこころない書き込みは犯罪となることを、子ども達だけではなく、市民にも啓蒙していく必要があるのでは。

答 携帯電話やパソコンによるインターネット使用の中で、守るべきマナーやエチケットなどの情報モラルについて、児童生徒や保護者、市民への啓発を粘り強く続けていく。

問 認知症の理解を進めること、また発達障害・学習障害などの理解も学校全体で進めていくことで、その兄弟達の人権も守っていく必要性もあるのではないか。

答 障害者や高齢者等の方々にとって住みやすい町になるよう配慮し、人権相談等で人権を尊重した対応を行うとともに、いろいろな人権課題に対する理解が深まるよう市民への啓発を行い、具体的な対策を行う関係部局と十分な連携がとれるよう努力していく。

問 啓蒙活動により、自殺や多重債務の人権・人命を守るのではないかと。犯罪被害に遭われた人達にも、十分な配慮が必要では。

答 多重債務、自殺、犯罪被害者等具体的な人権侵害があれば、人権相談窓

口を通じて相談を受け、人権擁護委員等と協力しながら法務局を初めとした関係機関と協議を行い、事実ごとに市、県等の関係部局と十分な連携がとれるよう努力していく。

問 組織のスリム化と女性管理職

答 女性管理職が、一般行政職としては、かなり少ないのでは。

問 まだまだ少ない現状ではあるが、意欲のある有能な職員は男女の区別なく登用していく。

答 高砂市の組織スリム化についての見解は、施策を迅速かつ効率的に執行するため簡素で効率的な組織を目指し、今後課、係のあり方について全体的な見直しを行い、事務事業の統廃合等による見直しを行い組織のスリム化を図っていく。

阿弥陀小学校跡地利用について

北畑 徹也

問 以前より懸案の阿弥陀小学校移転造成工事がいよいよ始まります。市民の皆さんも期待を大きくされています。

答 「文化的考察」も行なうべきである。心のふるさとの地に対して行政側の理念、対応を教えてください。

市長はじめ関係部局職員

とつては一番思い出に残る施設であり、心のふるさともあると思う。しかしながら、高砂市の現在の財政状況をかんがみると、跡地を残すことは非常に困難と判断をしている。売却をして新しい阿弥陀小学校建設の財源のねん出に充てたいと考えている。

さて跡地利用について質問します。跡地計画として売却、公共施設と表記されています。(平成19年3月号広報たかさこ) 移転改築に私は賛成します。しかし跡地利用については即売却とは考えられないと思う。

跡地の活用については、地域の良好な住環境を維持しながら、住民の皆様方に受け入れていただける環境を整備したものを考えている。また跡地にモニユメントを設置することにより、小学校があつたことの事実を後世に伝えていくことも考えている。また、新しい小学校では現在の小学校の歴史と文化の継承をし、新しい独自の文化を加え、またそつという文化もつくり出して、歴史と伝統をつくり出していつてもらいたいと考えている。

その跡地が阿弥陀町の歴史文化の中心であり、伝統文化の継承地だからです。阿弥陀小学校の沿革は江戸時代

の寺の存在以来阿弥陀町市民全てが学び交流してきた文化の中心地、人間の体

にたとえると「ヘソ」である。まちづくりを扱う人達にとつて大切な視点です。「歴史的考察」と併せて

小学校は地域のシンボルでもあり、卒業生にとつては一番思い出に残る施設であり、心のふるさともあると思う。しかしながら、高砂市の現在の財政状況をかんがみると、跡地を残すことは非常に困難と判断をしている。売却をして新しい阿弥陀小学校建設の財源のねん出に充てたいと考えている。

跡地の良好な住環境を維持しながら、住民の皆様方に受け入れていただける環境を整備したものを考えている。また跡地にモニユメントを設置することにより、小学校があつたことの事実を後世に伝えていくことも考えている。また、新しい小学校では現在の小学校の歴史と文化の継承をし、新しい独自の文化を加え、またそつという文化もつくり出して、歴史と伝統をつくり出して、歴史と伝統をつくり出していつてもらいたいと考えている。

跡地利用のことで説明の際に、新しい通学路の位置等が口頭説明だけではわかりにくいので、あくまでも現段階での案と断りを入れながら説明したものである。開発許可申請に添付するためのもので、これで確定ではなく、今後の協議の中で変更は十分に考えられると説明している。

「文化的考察」も行なうべきである。心のふるさとの地に対して行政側の理念、対応を教えてください。

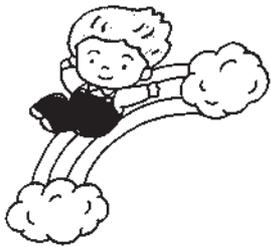
地元の自治会役員に土地売却の住宅道路図が資料提出されていますがそのことについてご説明願います。

近年、日本人のモラル低下が叫ばれる中、犬などの散歩時に糞を放置したままにする人や空き缶・吸殻などをポイ捨てする人が後を絶たず、看過できない状況です。衛生面から問題であり、市民からの苦情も多く、歴史溢れる美しい文化都市をみざすなら早急に改善策を講じるべきです。明石市では、違反者に5万円以下の罰金を課す条文も入れた禁止条例を制定しており、本市でも、まず同類の条例を整備し、各種団体などの協力を得て、市内の美化を推進すべきだ。併せて、禁煙指定区域のあり方も検討すべきであるが、市の見解は。

新たな条例整備も啓発効果があることから一つの方策であると考えているが、現状は既存の条例等に対応可能と考えている。しかし、法で規制が可能であつても、現実にはなくならないのが現状でもあり、特に犬の糞の放置に係る問題に対しては、他の自治体で市民と協同で取り組むことで、成果のあつた事例もある。現実的で具体的な、そして効果的な啓発活動の実施に向けて取り組んでいきたい。

6月定例会での鹿島川松村川水系の水害対策に関する私の質問に対し、平成23年度を目的に整備計画を策定すると答弁された。しかし、その後の一時的な強雨による当該河川とそれに流入する水路の増水状況から再度質問する。常設ポンプの能力向上や仮設ポンプ設置の検証・水路整備などの現実的な対策を進めながら、中期的には、国・県による河口付近の高潮対策の活用や二級河川への格上げなどによる市財政の負担軽減も含めた整備計画と統一的な組織体制を前倒しで策定実行することが市民の安心に繋がると考えるが、市の考えは。

浸水を防ぐ根本的な対策として、河川の排水能力を高めることが必要であり、流域面積、流入量の再検証を初め、鹿島排水機場と鹿島第二ポンプ場のあり方、高潮対策事業などを総合的に検討する必要がある。この実現には、多大な費用がかかることから、県との連携をすることにも、長期的な取り組みをしたい。



市内の美化対策について ほか

藤森 誠

問 近年、日本人のモラル低下が叫ばれる中、犬などの散歩時に糞を放置したままにする人や空き缶・吸殻などをポイ捨てする人が後を絶たず、看過できない状況です。衛生面から問題であり、市民からの苦情も多く、歴史溢れる美しい文化都市をみざすなら早急に改善策を講じるべきです。明石市では、違反者に5万円以下の罰金を課す条文も入れた禁止条例を制定しており、本市でも、まず同類の条例を整備し、各種団体などの協力を得て、市内の美化を推進すべきだ。併せて、禁煙指定区域のあり方も検討すべきであるが、市の見解は。

新たな条例整備も啓発効果があることから一つの方策であると考えているが、現状は既存の条例等に対応可能と考えている。しかし、法で規制が可能であつても、現実にはなくならないのが現状でもあり、特に犬の糞の放置に係る問題に対しては、他の自治体で市民と協同で取り組むことで、成果のあつた事例もある。現実的で具体的な、そして効果的な啓発活動の実施に向けて取り組んでいきたい。

6月定例会での鹿島川松村川水系の水害対策に関する私の質問に対し、平成23年度を目的に整備計画を策定すると答弁された。しかし、その後の一時的な強雨による当該河川とそれに流入する水路の増水状況から再度質問する。常設ポンプの能力向上や仮設ポンプ設置の検証・水路整備などの現実的な対策を進めながら、中期的には、国・県による河口付近の高潮対策の活用や二級河川への格上げなどによる市財政の負担軽減も含めた整備計画と統一的な組織体制を前倒しで策定実行することが市民の安心に繋がると考えるが、市の考えは。

浸水を防ぐ根本的な対策として、河川の排水能力を高めることが必要であり、流域面積、流入量の再検証を初め、鹿島排水機場と鹿島第二ポンプ場のあり方、高潮対策事業などを総合的に検討する必要がある。この実現には、多大な費用がかかることから、県との連携をすることにも、長期的な取り組みをしたい。

一方、市民に不安を感じさせないためにも、短期的な取り組みが必要であると

考えており、例えば高潮による逆流を少しでも防ぐための鹿島排水機場の効率的なゲート操作について、既に行っているが、これ以外にも河川に流入する常設ポンプ場の点検整備、緊急時の仮設ポンプ設置、排水路の改善整備計画などについて財源確保が必要で検討していく必要があると考えている。あわせて、河川への流入水路のゲート操作についても地元水利組合や自治会等とも連携して先手を打つことが効果的であると考

えている。

えている。

市民病院について ほか

木谷 勝郎

問 市民病院の平成19年度の12億円近い赤字のうち、83%が収益的要因で発生しており、医業収益の74%が給与に充てられてい

ます。平成16年度より3割から4割業務量が減っているのに医師以外の職員数は全く減っておらず、医療法に基づき職員充足率からみて過剰です。特に薬剤師は加

古川市民病院の2.25倍多い。国が求める3年以内の黒字化には余剰人員の削減が必要ではないか。

答 適正な薬剤師数をはじめとして、その他の職員数についても経営改善計画の中で目標とする入院患者数、外来患者数に対する各職種の適正な人数を見据えながら適正化を図っていき

たい。
問 救急医療等には別に税金を繰入しており、市民病院は法律上独立採算だから、赤字の穴埋めに今後40億円も税金投入するには責任の明確化が必要ではないか。

答 市民の健康と命を守る地域医療の拠点である市民病院の経営基盤の確立のために今後3年間の

営の効率化を図っていく上で不良債務解消としての一般会計からの基準外繰り出しは必要なものと考えている。

問 法律では公営病院職員の給与は経営状況を反映すべきことになっているが、高砂市民病院ではそうならないのではないか。

答 公営企業法第38条第4項の規定に基づいて、高砂市企業職員の給与に関する条例により、給与の種類及び基準を定め、高砂市病院事業職員の給与に関する規程により、特殊勤務手当及び管理職手当を除く手当の額並びに給料及び手当の支給を高砂市職員の給与に関する条例を準用している。

問 国の場合なら、高砂市では地域手当は6%でなく3%ではないか。

答 高砂市は、国の官署がない地域であったので、従前の調整手当の支給地を無支給地とみなし、国基準としての平成22年までの経過措置として国家公務員の場合は平成19年度の支給率が2.5%となり、平成20年度4%、

来年度5%になる。

問 国は技能労務職員の給与が民間より高いことを指摘している。近隣市と同様に給料表を一般行政職とは別にすべきではないか。

答 高砂市の職員の給与に関する条例の第1条に地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、法3条に規定する一般職に属する職員の給与に関する事項を定めることを目的とすると規定されており、技能労務職についても、行政職給料表を適用するという考え方で支給している。

問 図書館や会館等の行政施設につき建設と修繕の中期計画を立てる必要がある。既存施設の有効活用を図る上で、特に和室などがあり有効利用されていない南庁舎のあり方を見直すべきではないか。

答 南庁舎を有効利用できよう事務室としての利用も含め、今後検討をすることが必要と考えている。

教育委員会委員を任命するにつき同意しました。

人事

高砂市米田町

佃

昌典

西港再整備等に係る調査特別委員会 行政視察報告

日程 / 平成20年11月25日・26日

視察地 / 福岡県北九州市・熊本県水俣市

調査項目 / 「土壌処理施設について」(株)ジオスチーム)

「水俣湾公害防止事業について」(熊本県環境センター)

当委員会では、西港整備等とともに議論しているPCBの盛立地に対する対策について視察を行った。

まず北九州市にある民間会社が共同で運営している「PCB汚染土壌浄化施設」を視察した。当会社からは1時間あたり300kgの施設を20年夏に1時間あたり2tのスケールにして実証を始めているとの説明があった。すでに300kgは商業ベースで稼動しており、次は2tへステップアップするとのことであった。将来的な技術力の向上に伴う「現地、あるいは持ち出しの分解」案への議論の参考となった。

続いて、熊本県水俣市で実施された「公害防止事業」について視察を行った。水銀の含まれた汚泥を浚渫して港を埋め立て、公園化した485億円にのぼる大工事であった。水銀こそが「水俣病」を引き起こした原因であり、特に魚介類を介在して濃縮が進んだこともあり、事前、事後の調査も詳細に行っていた。住民の訴訟に伴う2年の遅延も含めて13年にわたる大工事を見守ってきた説明者からは、将来的な対応策の必要性や環境基準を超える汚染汚泥が含まれている公園用地は十分な管理を行う必要があるとの見解が示された。

いずれにしても、数十年来の大きな課題であるPCB盛立地に関しては、県の専門委員会では選択肢が示され、県の協議会でも議論が始まっている。特別委員会としても今後も積極的に委員会を開催するとともに視察等も行い、市民に対して責任ある一定のまとめを平成21年3月議会で報告する予定である。

総務常任委員会 行政視察報告

日 程 / 平成20年11月17日・18日
視 察 地 / 三重県四日市市、静岡県浜松市
調査項目 / 「業務棚卸し」(四日市市)
「戦略的アウトソーシング」(浜松市)

三重県四日市市では、行政評価と予算を連動させた市政運営について視察した。

まず「業務棚卸し」を実施していた。全事業を「目的 手段 具体的な数値目標を持った活動」というように分類し、それに伴う予算/人員配置(総労働時間数)を詳細な表にまとめていた。行政評価はこの表に従って行い、課長の目標管理や人事評価にも活用するとのこと。そして予算の策定においても棚卸し表や評価を活用するとのことであり、一貫した制度設計は学ぶべき点があった。ただ、棚卸し表が詳細にわたりすぎて、単なる仕事増大になる危険性を感じた。

次の静岡県浜松市では、「戦略的アウトソーシング」を視察した。委託を単純に増やすというのではなく、「行政の責任で行うが、必ずしも行政職員の直接執行が必要でない業務」を外部委託や廃止しようという理念を示している。実施計画策定時の17億円削減という目標に比べて18、19年度ではほぼ達成しているものの、保育園の民営化計画など計画後に市民と議論して変更や保留したものもあったようだ。浜松市長の大方針の中、民間委員も活用して議論と実施を進めている様子が伝わってきた。

どちらの市も実施にあたり、市民への情報公開や説明責任を重視する点が印象的だった。ホームページへの公開や市民参加の委員会など高砂市も学ぶ点が多いと感じた。

文教厚生常任委員会 行政視察報告

日 程 / 平成20年11月17日・18日
視 察 地 / 静岡県掛川市、愛知県西尾市
調査項目 / 「幼保再編について」(掛川市)
「国民健康保険事業の徴収対策について」(西尾市)

「幼保再編について」掛川市

少子化・施設の老朽化及び保育ニーズの高まり等の背景のもと、平成6年度から大学教授などの外部委員を含めた検討委員会を設置し、当初の公立・私立幼稚園及び保育園21園を8園に再編している。

同市は、一体的な施設とその共用化により、就学前の幼児を「幼保園児」として位置付け、子育て期の親のあり方をも互いに学びあう、地域の乳幼児教育・保育のセンターとしての幼保園を目指している特徴が見られた。

また、市議会では、議員全員による特別委員会を設置し、審議を行う等、地域・行政・議会が一体となった取組みの成果であり、当市が平成21年度より取組みを計画している、阿弥陀保育センターを初めとする「幼保一体化事業」につなげていきたい。

「国民健康保険事業の徴収対策について」西尾市

国民健康保険料(税)については、滞納繰越分を含めた徴収率向上が重要課題の一つとして挙げられる。同市では口座振替による収納方式が67%(当市51%)と高く、また、コンビニ納付や休日の窓口設置等も取り入れている点が特徴的であった。

さらに特記すべき点として、悪質滞納者の預貯金を中心とした差し押さえ件数が、年間100件(当市1件)を数えるなど、積極的な徴収対策が見受けられる。

徴収嘱託員は9人を雇用しており、当市の取り組み強化に向け、可能な限りの新規対策を早急に折り返す必要性を強く認識した。今後の予算、決算審議につなげたい。

建設経済常任委員会 行政視察報告

日 程 / 平成20年11月18日・19日
視 察 地 / 愛媛県西条市・香川県高松市
調査項目 / 「廃棄物対策について(ごみ有料化の導入等)」(西条市)
「長期包括運営委託契約について」(高松市南部クリーンセンター)
流動床式ガス化溶融炉 300t/日(100t/日×3基)、日立造船 平成16年3月竣工

[視察の目的]

高砂市のごみ焼却施設は、今年4月に5年間のかし担保期間が切れてしまい、補修費をはじめとする維持管理経費の増加が問題となっている。委員会としては、焼却施設の運転経費を中心にごみ処理全般にわたっての課題について視察を行った。

[長期包括運営委託について]

高松市の「南部クリーンセンター」の焼却施設は、日立造船のプラントで高砂市と同じ流動床式ガス化溶融炉、300t/日と非常に大きい施設である。ここでは、平成16年3月の竣工と同時にごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場の施設全体の維持管理運営を15年間の「包括委託」により実施している。15年間で150億円にのぼる契約であるが、施設の規模、人件費などのコストを比較した場合、本市よりも効率的な経営となっていた。

[廃棄物対策全般について]

西条市では、家庭系のごみについて、市が直接、ごみ袋を無料配布(1年間可燃110枚・不燃20枚・粗大ごみ処理券10枚)上記の枚数を超えるとすべて100円/枚で販売するという「一部有料化」が導入されている。当初30%の減量効果があったものの、6年間で徐々に効果も薄れ、新たな有料化の見直しが検討されていた。

平成20年12月22日

高砂市議会議長
中須 多門 様高砂市議会決算特別委員会
委員長 砂 川 辰 義

決算特別委員会審査報告書(抜粋)

「経過」

付託年月日 平成20年9月25日
審査年月日 平成20年10月20日、27日、30日
11月4日、6日、11日、13日、21日、27日
12月2日、3日、11日

<意見>

平成19年度の地方財政白書によれば、政府は国民生活をより豊かにするため、成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、成長力の強化を図りつつ、行財政改革を断行するとしている。また、経済面においては、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門ともに改善が続き、改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下で自律的・持続的な経済成長を見込んでいた。しかしながら、経済成長率は前年度より鈍化し、当初見込みを下回り、実態として国の財政は厳しい状況にあるとしている。

地方公共団体においても、極めて厳しい財政状況が続いており、特に財政基盤の弱い自治体は危機的な状況が続いていた。各自治体とも財政の健全化を図るために地域の実情を踏まえた財政運営の推進と行政改革が求められてはいるが、生活に密着した行政を実施する市町村にとって、住民の理解を得るためには、先ず内部の徹底した改革が必要であり、行政サービスコストの削減と、事業を原点から見直さなければならぬが、速攻性を求めて実施することは住民に不安と行政に対する不信感を与える結果となりうることも懸念され、見直しには期間を要する状況であった。

本市の場合、平成19年度に普通交付税の不交付団体となったが、中期財政計画では今後一層厳しい状況が予測されている。

このような状況を踏まえ、今年度の決算審査においては市民病院の経営健全化の取り組みと、税・料の滞納対策に対する事項について、特に時間を費やし具体的な項目について細部に踏み込んで審査を実施した。

市民病院については、医師数の減少に伴う収益の減少はやむを得ない部分はあるものの、医療環境の変化は平成19年度に突如として起こったものではない。その変化の予兆・現状の分析が遅れ、患者数の減少に見合う維持管理コストの削減対策ができていない。また、病院長の不在及び市長の長期入院により抜本的な対策が講じられなかったことも赤字を増大させた一因と考えられる。以上のことから高砂市病院事業会計は不認定と決した。

次に滞納対策であるが、従来から決算特別委員会において再三指摘をしているが、具体的対策が明確にされていない。今回改めて各部署の取り組みと全庁的な今後の対策を確認したが、各部署において温度差があり一貫性がない。平成19年度末で約24億円という収入未済額は、中期財政計画における平成24年度の累積赤字見込額に匹敵する額であり、この状況を真摯に受け止めて今後の対策を講じられたい。

最後に、現在の高砂市の状況は各組織が十分機能しておらず、縦割りの弊害とあわせ全体として組織力が発揮されていない。予算編成及び事業の内容においても前例踏襲のみで取り組まれた状況が随所に見られた。

本市にとって今必要なことは、全ての職員が初心に帰るとともに、危機感と問題意識をもって自ら担当している業務に対して本来あるべき姿を再確認し、その姿に一步でも近づけるための手法を考え、市民が安心して生活できる安定した行政サービスを提供することである。

市長の強いリーダーシップの下、一丸となって取り組まれることを強く要望する。

<全般的事項>

滞納整理について、従来から決算特別委員会において再三指摘を行っているが十分な対策が行われていない。庁内において税料等滞納整理対策会議を開催し全庁的に対応しているとのことであるが機能していない。

公平・公正な事務処理を行うためにも行政処分の判断基準を明確に示し、併せて事務マニュアルを

策定する必要がある。また、徴収の成果をあげるため、適切な目標額を設定するとともに、それを達成するための体制整備を強く要望する。

< 一般会計 >

歳入

市税の滞納処分の停止要件について、明確な基準が定められていない。公平・公正な行政処分を行うために基準及び事務マニュアルを策定し、従事する全職員が共通認識の下で事務執行することを強く要望する。

保育料の滞納処分が行われていない。関係法令に基づく事務手続きをマニュアル化し、処分できるよう検討すべきである。

また、基本に立ち返り対象者全員の訪問徴収を行うなど、有効な手段で対応されたい。

歳出

土地開発公社について、総務費で予算を計上し、雇用した嘱託職員が派遣されている。

本来、土地開発公社は独立した組織であり、土地開発公社の健全な運営及び経営の観点からも、業務として必要であれば公社で雇用すべきである。

行政改革の推進について、改革項目の内、市民に負担を求める必要のある項目が実施を見送られている傾向にある。市民に理解を求めるためには、先ず市長の強力なリーダーシップの下で内部改革を実施しなければならない。

市長の直轄組織である行財政改革推進室の役割は、的確な現状把握と高砂市のあるべき姿を念頭に描いて市長のリーダーシップを補佐し、改革の先頭に立って取り組まれない。

< 特別会計 >

国民健康保険事業特別会計

保険料の収納率が県下でも低水準である。時効が2年ということもあり非常に大きな額を失っている。これまで毎年の決算特別委員会の中で滞納対策について指摘をされているが、結果として具体的な対策及び成果は見えてこない。過去の検証と今後の収納率の向上に向け、目標金額を定め達成のための課題を整理し取り組むことを強く求める。

下水道事業特別会計

受益者負担金及び使用料の徴収事務について、水道事業所と協定し実施しているとのことであるが、水道事業所との協定のあり方について効率的な徴収事務を目指して見直しをすべきであると指摘する。

< 企業会計 >

病院事業会計

平成19年度の収益の悪化は、病院長の不在及び市長の入院による対応の遅れも否定できない。今後についても現時点では具体的な対策は見えない部分が多い。病院事業管理者も就任されており、市長と十分な調整の下で職員が一丸となって一刻も早く経営健全化に取り組まれない。

平成19年度決算認定について

・平成19年度高砂市一般会計歳入歳出決算認定について	認 定
・平成19年度高砂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
・平成19年度高砂市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
・平成19年度高砂市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
・平成19年度高砂市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
・平成19年度高砂市水道事業会計決算認定について	認 定
・平成19年度高砂市工業用水道事業会計決算認定について	認 定
・平成19年度高砂市病院事業会計決算認定について	認 定
・平成19年度加古川市、高砂市宝殿中学校組合歳入歳出決算認定について	認 定

12月定例会での委員会審査報告

委員会では本会議での質疑で出された論点を踏まえ、詳細に専門的に審査を行います。その審査の概要を今定例会号より報告します。

総務常任委員会

当委員会では、3日間にわたり、補正予算1本と条例議案1本を審査した。主な論点は以下のとおり。条例議案に関しては、意見が分かれ、賛成多数で可決となり、予算は全会一致賛成となり可決しました。

滞納整理推進室新設に関して(条例関係)

機構改革により、滞納整理推進室の新設が提案された。市全体で総額約25億円にも達する滞納に関しては市議会でも常に議論されてきた課題である。

「積年の課題解消に向けた第一歩」と評価する意見が出たが、それでもなお「現在の担当課とのすみわけが曖昧な提案」「何をすることが見えない」という指摘が相次いだ。

「5名程度で税務署OBの嘱託職員も加えた体制で主に税と国保の高額滞納者にあたる」「現在可能な範囲で複数滞納者を明らかにする」「差し押さえてお金をする処分(換価処分)を前年度より踏み込んで行う」という答弁があった。

一方、反対意見として「払いたくても払えない人が増えている中、新設の意味があるのか」という指摘があった。これに対しては「事情は考慮する」「資力がありながら滞納している人に断固とした態度で臨むため」との副市長の答弁があった。

この問題以外に予算では時間外手当の縮減が議論となった。

文教厚生常任委員会

市民プールの指定管理者の指定については、賛成多数で可決となった。安全性の確認として、市としてシーズン中は可能な限り、現場巡視を行う。点検日誌を作成し、対応するとの答弁があった。

産科医療補償制度の補償対象については、同制度の全国加入率が98.2%と100%にいたっていないことにより、条例本文に、ただし書きの規定を設けたとの報告を受けた。

阿弥陀小学校造成工事費については、事前審査における開発行為に伴う区域外への雨水対策、周辺道路整備、汚水対策等、県との協議事項4項目の説明を受けた。小学校跡地利用については、庁内で設置した検討委員会において有効な住宅地として民間に売却する方向で検討がなされたとの報告を受けた。

看護局長の副院長の昇任に対する管理職手当の遡及適用は例規審議会により、任命時点で副院長の職責が発生するとの指摘のもと、市民病院として遡及適用すべきと判断したとの答弁があった。医師診療手当については、医療の世界でも、業績評価の導入がなされており、経営が安定するためにも導入を決定した。今後の経費削減の取り組みについては、新たな抑制策をおりこみたいとの答弁があった。

建設経済常任委員会

当委員会に付託された事件議案7件(指定管理者の指定について)、条例議案1件(高砂市勤労会館の廃止条例)、一般会計補正予算及び下水道事業会計補正予算については、参考資料の説明も受け、審査の結果、以下の意見を付して全て全員異議なく原案了承しました。

高砂市文化会館の指定管理者の指定については、指定管理者に対して、管理・運営についてのモニタリング、実績評価について、年度ごとに議会に報告するなど定期的に監査する制度を設けるべきである。文化振興事業・自主事業補助の考え方について、21年度当初予算までに全庁的に整理する必要がある。

高砂市勤労会館の廃止については、施設の解体、廃館後の施設利用について、中期財政計画と整合させ、早期に庁内で検討すべきである。

一般会計補正予算のごみ処理費については、今回補正予算は認めるものの、今後の管理運営費の大幅な増額が見込まれる状況であり、財政圧迫の大きな要因となる。については安全性の確保を前提に清掃費全体にわたってのコスト削減を考えていく必要がある。

本会議・委員会はどこでも傍聴できます。

次の定例会は3月に開会の予定ですので、日程その他詳しいことは443-9051(議会事務局)までお問合せください。